

平成26年度 介護保険サービス事業者業務管理体制確認検査（一般検査） 結果

検査事項	傾向	留意点	取組事例
①法令遵守についての方針の策定について（※）	<ul style="list-style-type: none"> 法令遵守方針を明確に文書等で規定していない事業者が多く見受けられた。 一部の事業者において、法令遵守マニュアル以外の規程、規則等に法令遵守についての方針を定めているとの回答があったが、当該規程等を確認したところ、法令遵守責任者の役割が定められていない等、内容が不十分な事例が見受けられた。 	<ul style="list-style-type: none"> 法人の基本理念、法令遵守責任者の役割、法人の法令遵守体制について規定されたマニュアル等が整備されていることが望ましい。 業務管理体制は法人単位の届出であるため、法人単位の法令遵守マニュアルを整備することが望ましい。 定期的に、現在のマニュアル等の見直しを行うことが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> 法令遵守マニュアルを整備し、職員に周知するとともに、施設内に掲示している。
②法令遵守責任者の役割について	<ul style="list-style-type: none"> 法令遵守責任者が誰であるかを答えられない事業者が見受けられた。 法令遵守責任者の役割及び業務内容について答えられない事業者が見受けられた。 法令遵守責任者の役割を明確に文書等で規定していない事業者が多く見受けられた。 	<ul style="list-style-type: none"> 法令遵守責任者の役割を定め、全職員に周知することで法令遵守に関する責任の所在が明確になる。 法令遵守責任者は、事業者が運営する各事業所の法令遵守に関する取組状況を、定期的に確認することが望ましい。 法令遵守責任者を中心として法令改正や県からの通知等の周知体制を構築することが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> 法令遵守マニュアルに法令遵守責任者の役割や業務内容について規定している。 法令遵守責任者に対して「法令遵守責任者に任命する」旨の辞令を交付している。 法令遵守責任者自らが、国の審議会等の資料、報酬改定の概要等を、各事業所に周知している。

※ 事業所数が20以上100未満の中規模事業者については、法令遵守規程を整備し概要を届出ることが義務付けられています。

検査事項	傾向	留意点	取組事例
③法令遵守体制の構築について	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待防止、身体拘束抑制、事故の発生防止及び適正な介護報酬の請求等について、多くの事業所が職員への研修や注意事項についての周知を行っていた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・法令等違反の疑いがあった場合の内部通報の仕組みを確立することが法令等違反行為の未然防止につながる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護報酬の請求内容について、請求事務担当者の後に法令遵守責任者が再確認するなど、ダブルチェック体制を徹底している。 ・内部通報に関する規程を整備し、規程中で通報窓口や通報者等の不利益取扱いの禁止等について定めている。 ・ヒヤリハット事例について、重要なものはその都度、各事業所管理者に周知している。
④法令遵守に係る評価・改善活動について	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの事業者が、職員会議等でサービス提供中に発生した問題について改善活動を行っていた一方で、一部の事業者において、評価・改善活動が行われていなかった。 ・事業者内部で研修を実施しているが、法令遵守に関することは行っていない事業者が見受けられた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・問題発生前又は問題発生時に、原因分析・再発防止等の評価・改善活動を行うことが望ましい。 ・評価・改善活動を実施した会議等の記録を整備し、職員間で回覧することで情報の共有を図ることができる。 ・法令遵守についても研修に加えることで、事業所等における法令遵守の意識が高まる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会議で発生した問題について情報を共有し、改善や予防措置が講じられている。

※ 事業所数が20以上100未満の中規模事業者については、法令遵守規程を整備し概要を届出ることが義務付けられています。

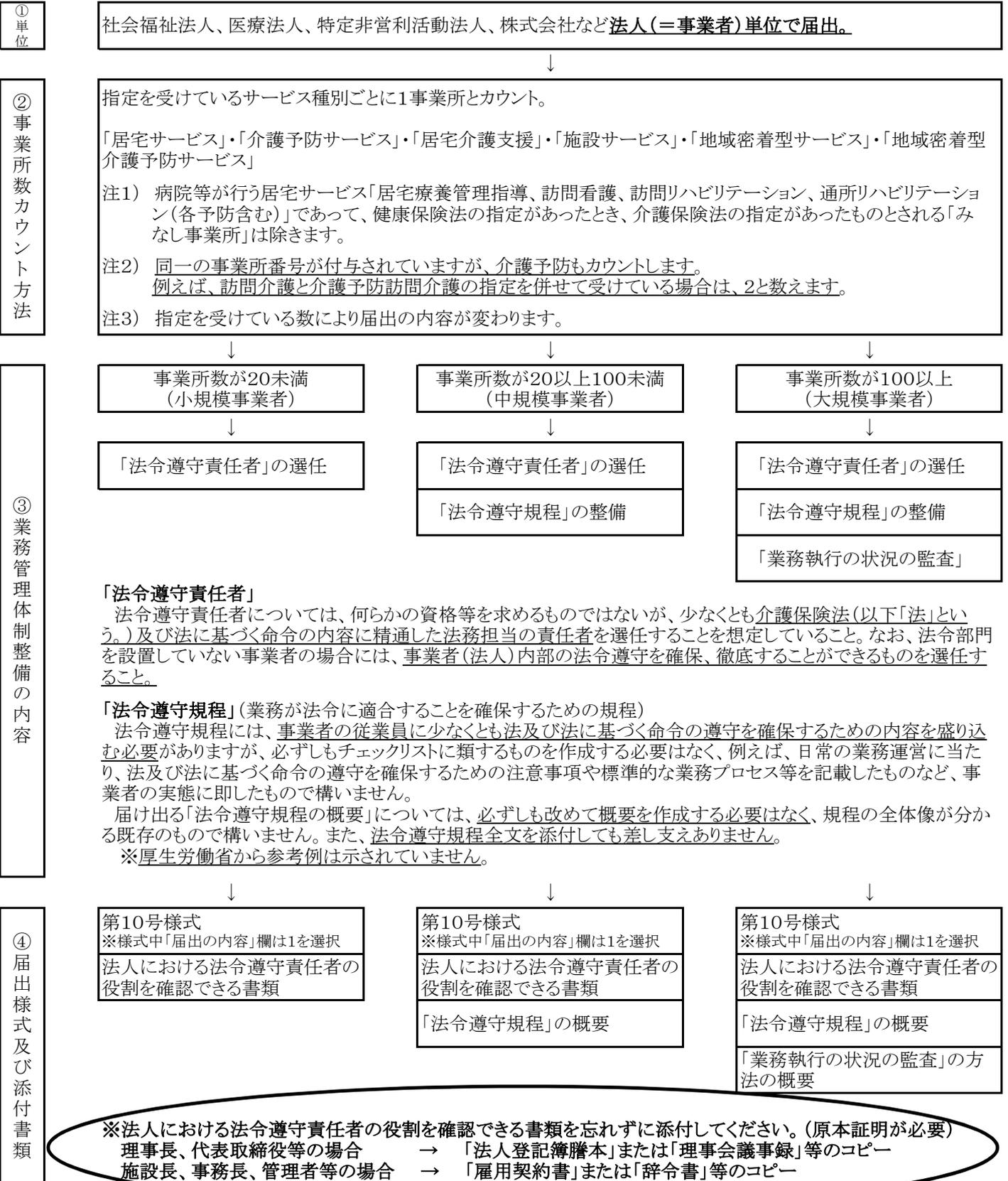
介護サービス事業者の業務管理体制整備に関する届出について

平成20年の介護保険法改正により、平成21年5月1日から全ての介護サービス事業を行う法人に対して、法令遵守責任者の選任などの業務管理体制の整備をすること及び届出が義務付けられました。
 事業者が整備すべき業務管理体制は、指定又は許可を受けている事業所又は施設の数に応じて定められており、また、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を関係行政機関に届け出ることとされました。

○ 業務管理体制の整備に関して、新規に届け出る場合

(介護保険法第115条の32、介護保険法施行規則第140条の39、第140条の40)

※新規に法人を立ち上げ、介護サービス事業の指定を受けた時から、遅滞なく提出してください。



⑤ 届出先	① 事業所等が2以上の都道府県に所在	→ 厚生労働大臣又は地方厚生局長
	② 地域密着型サービス(介護予防含む)のみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村内に所在	→ 市町長
	③ ①及び②以外	→ 香川県 長寿社会対策課 施設サービスグループ

○ 以下の場合は、変更届を提出してください。

(介護保険法第115条の32、介護保険法施行規則第140条の39、第140条の40)

⑥ 変更届について	① 事業所等の指定等により、事業展開地域が変わり届出先区分の変更が生じた場合 (介護保険法第115条の32第4項)	→	第10号様式を提出 ※様式中「届出の内容」欄は2を選択
	注) 区分の変更に関する届出は、 変更前の行政機関及び変更後の行政機関の双方に届け出ること。 例: A県のみで事業展開していた事業者が、 新たにB県においても事業を開始した場合の届出先 A県知事⇒地方厚生局長に変更		

⑥ 変更届について	② 届出事項に変更があった場合 (介護保険法第115条の32第3項)	→	第11号様式を提出
	※変更届が必要となる事項 <ul style="list-style-type: none"> 事業者の名称または氏名 主たる事務所の所在地 代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 事業所(施設)の名称及び所在地 法令遵守責任者の氏名及び生年月日 法令遵守規程の概要(事業所が20以上の事業者に限る。) 業務執行の状況の監査の方法の概要(事業所が100以上の事業者に限る。) 		

注1) 以下の場合は、変更届は不要です。

- 事業所等の数に変更が生じて、整備する業務管理体制が変更されない場合(事業所区分に変更がない場合)
- 法令遵守規程の字句の修正など、業務管理体制に影響を及ぼさない軽微な変更の場合

注2) 変更届には、変更内容が分かる書類を添付してください。

変更内容	添付書類
<ul style="list-style-type: none"> 事業者の名称または氏名 主たる事務所の所在地 代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 	定款、寄付行為及び登記事項証明書等
<ul style="list-style-type: none"> 事業所(施設)の名称及び所在地 	土地及び建物の登記事項証明書等
<ul style="list-style-type: none"> 法令遵守責任者の氏名及び生年月日 	法令遵守責任者の役割が確認できる書類 (新規届出時の添付書類と同じ)
<ul style="list-style-type: none"> 法令遵守規程の概要(事業所が20以上の事業者に限る。) 	法令遵守規程の概要(規程全文でも可)
<ul style="list-style-type: none"> 業務執行の状況の監査の方法の概要(事業所が100以上の事業者に限る。) 	業務執行の状況の監査の方法の概要

⑦ 様式	届出様式は、下記のホームページからダウンロードしてください。 「かがわ介護保険情報ネット」—「事業者支援情報」—「○指定・届出」—「様式集」—「業務管理体制の届出」 http://www.pref.kagawa.jp/choju/kaigo/jigyosya/youshiki/kanritaisei.html
---------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

⑧ 担当	香川県健康福祉部長寿社会対策課 施設サービスグループ 〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号 TEL:087-832-3266 FAX:087-806-0206
---------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------

平成27年4月1日から 介護サービス事業者の業務管理体制の 整備に係る届出書の届出先が変わります

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成26年法律第51号)により介護保険法(平成9年法律第123号)の一部が改正され、平成27年4月1日から介護保険法第115条の32に基づく介護サービス事業者の業務管理体制の整備に係る届出書の届出先が下記のとおり変更となります。

【現行】

【平成27年4月以降】

事業所等の所在状況	届出先
2以上の都道府県の区域、 かつ、3以上の地方厚生局の区域	厚生労働大臣(本省)
2以上の都道府県の区域、 かつ、1又は2の地方厚生局の区域	地方厚生局長
1の都道府県の区域 ----- うち、1の指定都市の区域	----- 都道府県知事
1の市町村の区域 ※地域密着型サービスに限る。	市町村長

届出先
厚生労働大臣(本省)
事業者の 主たる事務所が所在する 都道府県知事
都道府県知事
指定都市の長
市町村長

※ なお、この法改正による届出先の変更に伴う届出の必要はありません。

